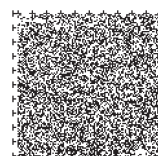


しろいししょうがいしゃけいかく
白井市障害者計画2026-2032 (素案の概要)

れいわ ねん がつ
令和7年11月

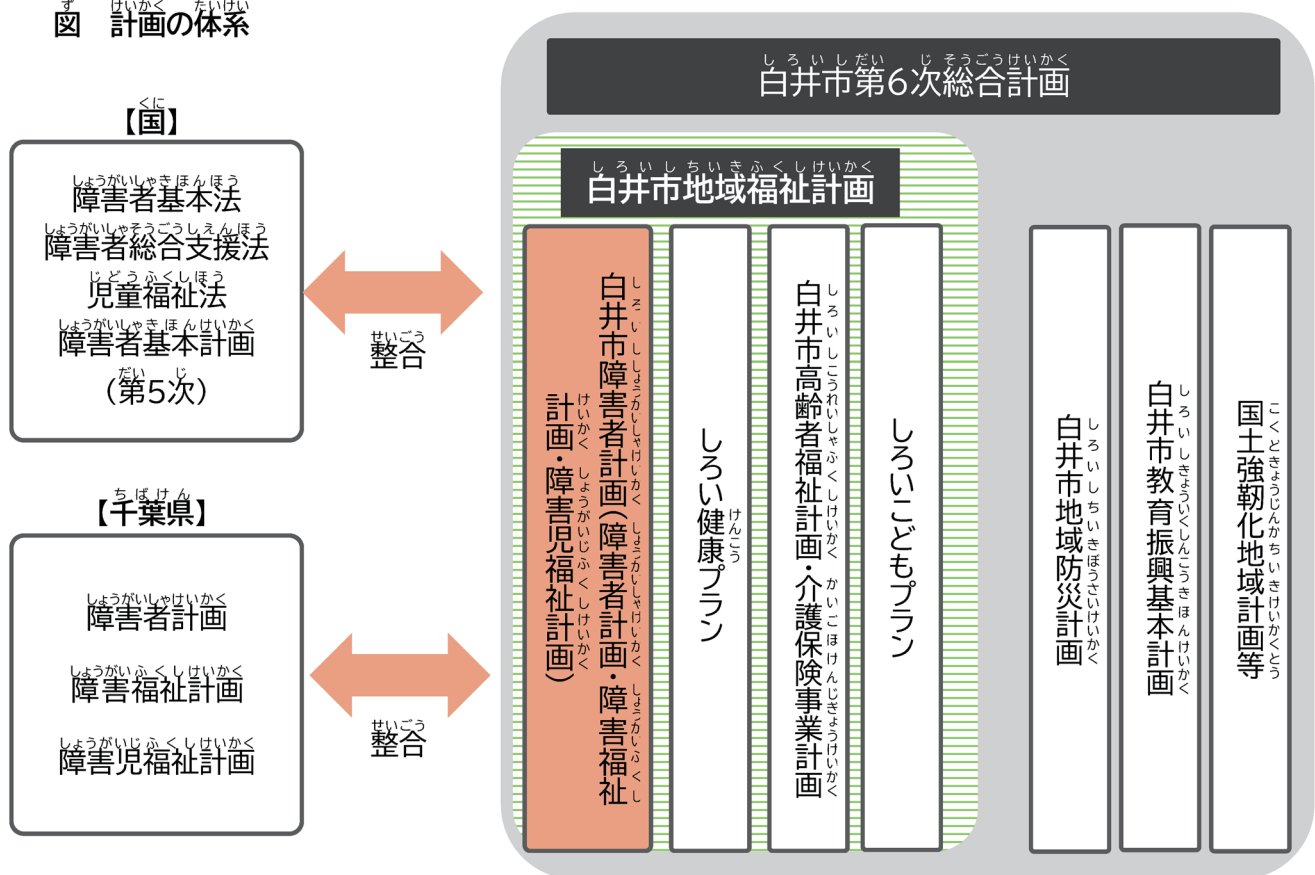
しろいし
白井市



1 「障害者計画」とは

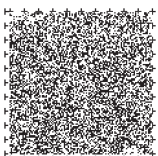
- ・障害者計画とは、障害者基本法に規定する市町村障害者計画です。
- ・この計画は、白井市第6次総合計画（前期基本計画の期間：令和8～12年度）及び白井市地域福祉計画の個別計画として策定します。
- ・また、国の障害者基本計画や、千葉県の障害者計画、下の図にある市の各種計画との整合・連携を図ります。

図 計画の体系



2 計画の期間

- ・計画の計画期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。



3 障 がいのある人の現 状のために実施したこと

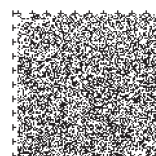
その1 手帳所得者の人数や、人口あたりの手帳所持率を、千葉県全体と比較して、
特 徴を分析しました。

その2 現計画の進 捗 状 況の評価を行いました。

その3 アンケート調査・ヒアリング調査を行い、課題別と、障 がい種別で課題を
整 理しました。

今回の調査で顕著になった課題

- ① 介助する人の高齢化が進むことに対応した施策が必要です。
- ② 障 がいのない人が、障 がい者のことをもっと知る環 境をつくる必要があります。
- ③ 障 害福祉サービスの充 実が必要です。
- ④ 障 害福祉サービスとその他のサービスとの連携が必要です。
- ⑤ わかりやすい情 報 提 供が必要です。



4 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目標像

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり

障害者基本法の理念の基に、共生(ともに生きる)し、ともに参加する地域の実現を目指して、本計画の目標像(キャッチフレーズ)を基本的には引き継ぐとともに、「障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる」という強い意向を込め、目標像に「ともに参加して、活躍できる」というフレーズを加え市民・地域・市等の共通の目標とします。

(2) 計画の基本方針

基本方針1 地域での自立生活への支援の推進

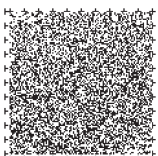
全ての障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の整備を進めます。また、多様な人々が相互に理解し、意見交換を行える地域づくりを行うことで、障がいがあっても地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。

基本方針2 社会参加の支援・促進

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいや将来への夢や希望を持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進します。
あわせて、障がいのある人の家族への支援を行います。

基本方針3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、快適な暮らしを送れるよう、全ての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。



5 重点施策

(1) 白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実

令和7年4月に開所した白井市基幹相談支援センターは、地域の障がい福祉の総合的・専門的な相談窓口として機能しています。

本センターでは、障がい者本人に限らず、支援者や支援機関から、障がいに関する事項だけでなく、障がいのある人を支援する家族に関することなど、多様な相談を受け付けています。

【重点施策】

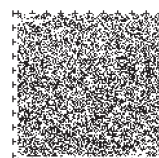
- ・ 障がい福祉に関連する相談支援体制の整備を進めます。
- ・ 白井市基幹相談支援センターの周知と機能の充実に努めます。

(2) 交流や理解、意見交換のための活動の支援

障がいの有無・年齢・性別・職業・国籍などに関わらず、多様な人々が積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

【重点施策】

- ・ 支援者同士の交流・意見交換の場づくりを行います。
- ・ 地域交流を推進します。
- ・ ピアサポートなど、障がい当事者同士の交流・相談の場の確保を図ります。



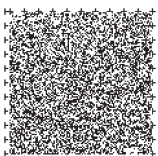
(3) 障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、必要な制度やサービスの利用や、日中の多様な活動を支援します。

あわせて、障がいのある人が緊急時や災害時に安全に避難できる体制整備と、安心して暮らすことができるよう防犯体制整備を進めます。

【重点施策】

- ・地域で生活する障がいのある人が生き生きとした生活を送れるよう、障害者地域活動支援センターの事業の充実を推進します。
- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。
- ・災害時応援協定の推進や福祉避難所の体制整備などを行います。



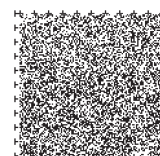
6 成果指標

本計画の計画期間である令和8年度から令和14年度までの7年間に、「計画の目標像」にどれだけ近づけたかを評価するため、令和6年度の基礎調査の値を現在値とし、7年後の目標値をそれぞれ設定しました。

(1) 白井市基幹相談支援センターを知っている人の割合

- ・障がいのある人が困ったときに、専門的な相談を受けることができる機関があることを知っていることは重要なことです。特に現在、障害福祉サービスを受けていない人はサービス事業者と相談が出来ないため、誰もが相談できる場所があることを知っておくことが大切です。
- ・そのため、1つめの指標は、令和7年4月1日に開所した「白井市基幹相談支援センター」をしっている人の割合に設定しました。
- ・目標値を100%とし、今後、市が白井市基幹相談支援センターの周知を徹底していきます。

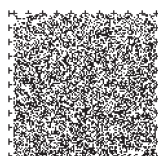
障がいの種類	現在値		目標値
身体障がい	6.9%	→	100%
知的障がい	12.7%	→	
精神障がい	6.8%	→	
障がい児	未調査	→	



(2) 福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合

- ・障がいのある人等が希望する生活を実現するためには、質の高い福祉サービスが適切に提供されることが重要な要素となります。
- ・そのため、2つめの指標は、「福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合」に設定しました。
- ・今後、各種障害福祉サービスを充実することで、福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合を、最終的には「100%」を目指しつつ、本計画期間内では身体・知的・精神障がいのある人が60%、障がい児は90%を目指します。

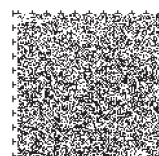
障がいの種類	現在値		目標値
身体障がい	28.2%	→	60%
知的障がい	43.1%	→	
精神障がい	46.0%	→	
障がい児	76.4%	→	90%



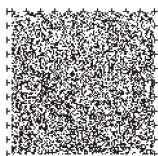
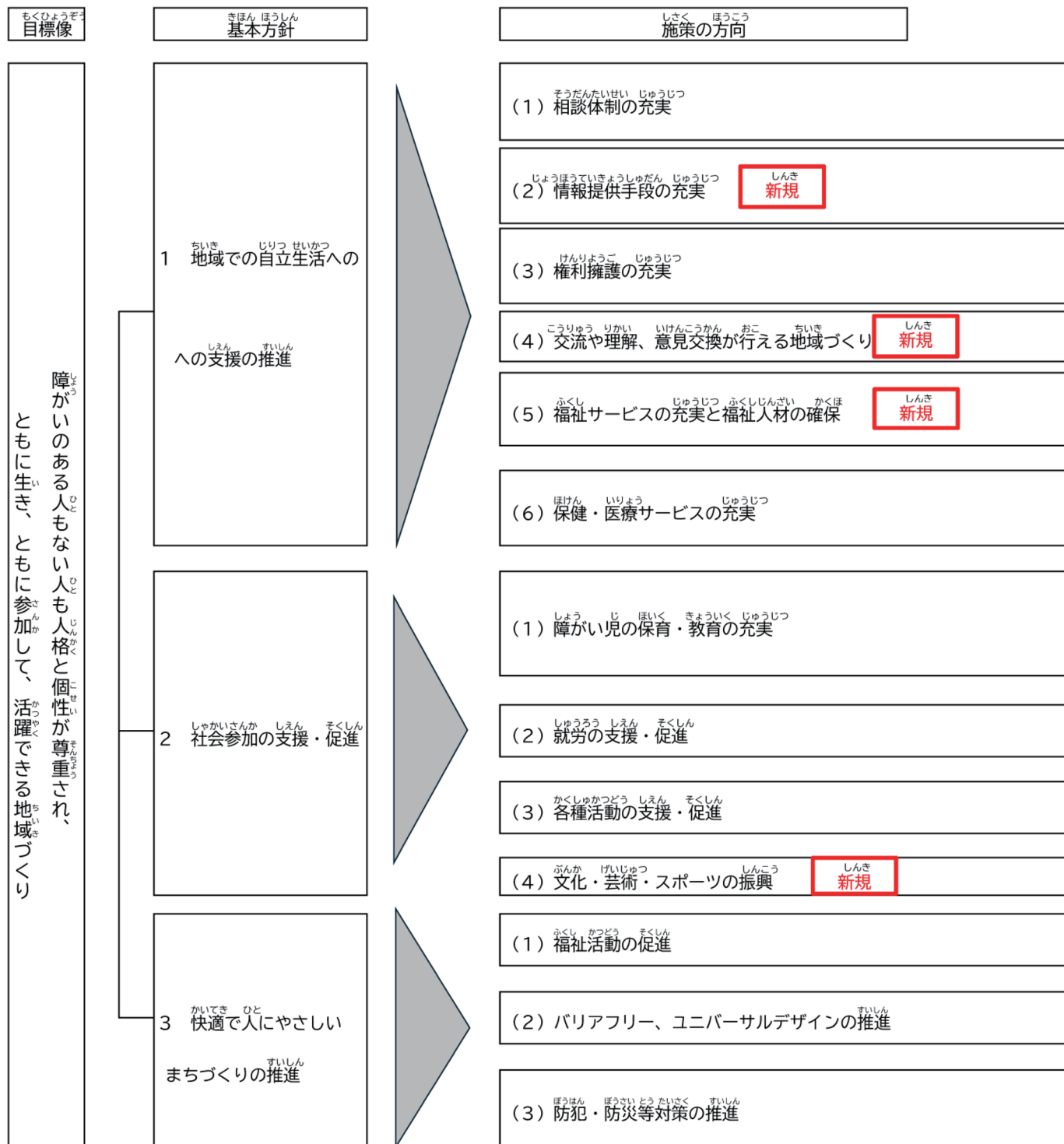
(3) 差別を受けたと考える人の割合

- ・障がいのある人との交流、意見交換等の活動を進めることで、すべての市民が障がいや障がいのある人のことを正しく理解することを、重点施策の(2)として、本計画に新たに位置づけました。
- ・多様な人々の相互理解を深め、誰もが安心して地域で生活や活動を行うことのできる環境をつくっていくことが重要です。
- ・そのため、3つめの指標は、「差別を受けたと考える人の割合」に設定しました。
- ・差別を受けたことがある人の割合を、最終的には「0%」にすることを目指しつつ、本計画期間内では現在より3割以上減らすことで、誰もがより暮らしやすい社会づくりを目指します。

障がいの種類	現在値		目標値
身体障がい	16.4%	→	-6%を目指す
知的障がい	45.1%	→	-15%を目指す
精神障がい	43.8%	→	
障がい児	30.7%	→	-11%を目指す



7 本計画の体系



おも と く 主な取り組み	おも、じぎょう 主な事業
①相談支援の充実 ②包括的な相談支援体制の充実 ③ピアサポートの活用	「基幹相談支援センター」の周知及び機能の充実(重点1) 等 地域における相談支援体制の強化の取り組み(重点1) 障がい当事者同士の交流・相談の場の確保(重点2)
①情報格差の解消 ②わかりやすい情報の発信 ③DX*への対応	ICT(情報コミュニケーション) 機器活用の促進、情報バリアフリーの促進 等 ホームページのアクセシビリティ(利用しやすさ)の向上 等 オンライン予約システムの活用、情報共有システムの活用
①権利擁護施策の推進 ②当事者参画の推進 ③障がい者虐待防止・差別解消の推進	「成年後見制度」の普及、日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進 等 まちづくりへの参画の促進、投票しやすい環境の整備 障がいのある人の虐待防止等対策、障害者に対する差別解消の推進
①交流事業の推進 ②当事者団体の育成支援	地域交流の推進(重点2)、支援者同士の交流・意見交換の場づくり(重点2) 等 障がい児者団体の育成・支援
①指定障害福祉サービス等の充実 ②地域生活支援事業の充実 ③福祉人材の確保	地域生活支援拠点等の機能の充実(重点3)、指定障害福祉サービスの推進 等 障害者地域活動支援センターの充実(重点3)、地域生活支援事業の推進 等 福祉人材の確保のため、協議の場の設置
①早期発見・療育体制の充実 ②保健サービスの実施 ③医療につなげる支援の実施	母子保健事業の推進、ライフサポートファイルの活用 等 各種健(検)診事業の実施、歯科口腔保健の推進、感染症発生時の支援 健康相談の実施、医療機関情報等の提供
①早期発見・療育体制の充実 ②学校教育(特別支援教育)の充実 ③インクルーシブな教育・保育の推進 (交流学級、障がい理解の教育)	ライフサポートファイルの活用(再掲)、発達に関する相談・療育の実施(再掲) 等 就学相談の充実、通級指導の充実、個別支援学級(特別支援学級)の充実 等 交流教育の充実、障がい者理解の促進 等
①一般就労の推進 ②福祉的就労の推進(優先調達など)	障がい者雇用への理解の促進、連携の推進・強化、就労・生活支援機能の整備 等 就労継続支援事業の利用促進、「優先調達」の推進
①移動手段の確保 ②家族支援	外出支援対策の推進、気軽に利用できる地域公共交通の整備 家族への支援(再掲)、保護者の就労に関する支援(再掲)
①スポーツ・文化・芸術活動への支援促進	スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進 等
①啓発活動の充実 ②ボランティア活動の促進	理解の啓発推進、障害者週間行事の開催、職員等の研修機会の充実 等 ボランティアセンター活動の強化、ボランティアの育成、ボランティア情報の充実 等
①外出環境の整備 ②住宅バリアフリーの推進	都市公園の環境整備、公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 等 住宅増改築相談の実施、住宅改造費助成制度の推進
①防犯対策 ②災害・緊急時対応 ③消費生活相談の実施	犯罪被害防止の普及 災害時応援協定の推進(重点3)、福祉避難所の体制整備(重点3) 等 消費生活相談等の実施

*デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)デジタル技術(AI、IoT、ビッグデータなど)を
活用して、従来の業務プロセスやビジネスモデルを変革するものです。

